

岩手県東日本大震災津波復興計画

復興基本計画

～いのちを守り 海と大地と共に生きる

ふるさと岩手・三陸の創造～

抜粋

平成 23 年 8 月

岩 手 県

はじめに

平成23年3月11日に東日本を直撃したマグニチュード9.0の大地震とそれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震によって、多くの尊い命と財産が奪われた。

本県においては、明治29年、昭和8年の三陸地震津波、昭和35年のチリ地震津波等による被害状況を踏まえ、津波対策として防潮堤等の防災施設の整備や地域防災の取組などを進めてきたが、今回の津波は、過去の津波を凌ぐ大規模なものであり、これまで数多くの災害に見舞われてきた本県にとっても、かつて経験したことのないような大災害となった。

今、この筆舌に尽くしがたい状況を目の当たりにして、私たち県民一人ひとりの胸には、「人命が失われるような津波被害は今回で終わりにする」という決意と、災害の苦しみ、悲しみを乗り越え、「安全に、暮らし、働くことができる地域社会」を取り戻そうとする思いがあふれている。

この「岩手県東日本大震災津波復興計画」（以下「計画」という。）は、このような切なる思いを実現するべく、科学的、技術的な知見に立脚し、被災市町村等の復興を長期的に支援するという考え方にに基づき、沿岸地域をはじめとした岩手県全体が、震災を乗り越えて力強く復興するための地域の未来の設計図として、被災住民・市町村の意見等を十分踏まえながら、「岩手県東日本大震災津波復興委員会」（委員長：藤井克己岩手大学学長）をはじめとする県内外の専門家、学識経験者からの提言等に基づき、岩手県が策定するものである。

計画では、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を目指す姿とし、復興に向けた3つの原則として「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」を掲げている。また、安全で安心な防災都市・地域づくり、被災者が一日でも早く元の生活に戻ることができる住環境の整備や雇用の確保、本県の基幹産業である水産業の再生など、当面する課題から地域が復興する姿まで、基本的な考え方や復興への歩み等を示している。

この計画は、沿岸地域をはじめとした被災地域が、岩手の未来を担う力となるよう、地域社会のあらゆる構成主体が連携して復興の主体となり、その総力を結集し、地域社会に根ざした復興をなし遂げることを目指す。また、全国、世界各地から寄せられている様々な支援や参画の広がり契機とし、これらのつながりを力に、開かれた復興を実現する。

そして、私たち県民が復興に向かう姿は、今後の世界的な津波防災の方向を指し示すものと確信している。

今回の大震災津波により、広範囲にもたらされた甚大な被害からの復興は、まさに国家的な課題と位置付けられるものであり、その道りは決して平たんではない。しかし、この計画により、県民全員で震災を乗り越え、さらには、ふるさと岩手・三陸の力強い創造に向け、希望を抱きながらその道を着実に歩んでいきたい。

序章

1 策定の趣旨

この計画は、科学的、技術的な知見に立脚し、被災市町村等の復興を長期的に支援するという考え方にに基づき、沿岸地域をはじめとした岩手県全体が、東日本大震災津波を乗り越えて力強く復興するための地域の未来の設計図として、復興に向けての目指す姿や原則、まちづくりのグランドデザイン、具体的取組の内容、復興への歩み等を明らかにするものである。

なお、本県では、「いっしょに育む『希望郷いわて』」の実現に向けて、平成21年12月に「いわて県民計画」を策定し、「仕事」、「暮らし」、「学び・こころ」の分野ごとに、県民一人ひとりの「実現していきたい岩手の未来」を描き、その実現に向けた様々な施策を県民の総力を結集しながら展開してきたところである。今回の大震災津波を踏まえ、「いわて県民計画」に基づく施策の推進を基本としつつも、復興に関する事項については、本計画に基づき推進するものである。

2 計画の役割

この計画は、大震災津波からの復興に当たって、次の役割を担う。

- (1) 被災者に寄り添い、一人ひとりの安全を確保し、その暮らしの再建となりわいの再生を支援する計画である。
- (2) 被災市町村が策定する復興計画等の指針となり、その自主的な復興を支援する計画である。
- (3) 復興に当たって、県民、関係団体、企業、NPO、高等教育機関など、地域社会を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針となる計画であるとともに、県としての施策の方向や具体的な取組内容を示す計画である。
- (4) 岩手県としての復興の方向性と取組を明らかにし、国に対して、必要な復興事業の推進や支援を提案・要望する計画である。
- (5) 国民や国際社会の積極的な支援と参画を通じた「開かれた復興」を促す計画である。

3 計画の構成

この計画は、復興に向けての目指す姿や原則、まちづくりのグランドデザイン、具体的取組の内容等を示した「復興基本計画」と、施策や事業、工程表等を示した「復興実施計画」により構成する。

復興に向けては、被害の広域性、複合性、多様性、規模の大きさから、緊急的、短期的、中・長期的な取組を重層的に進めていくことが必要であることから、取組の当初から一体的な戦略に基づき復興を目指す。

4 計画の期間

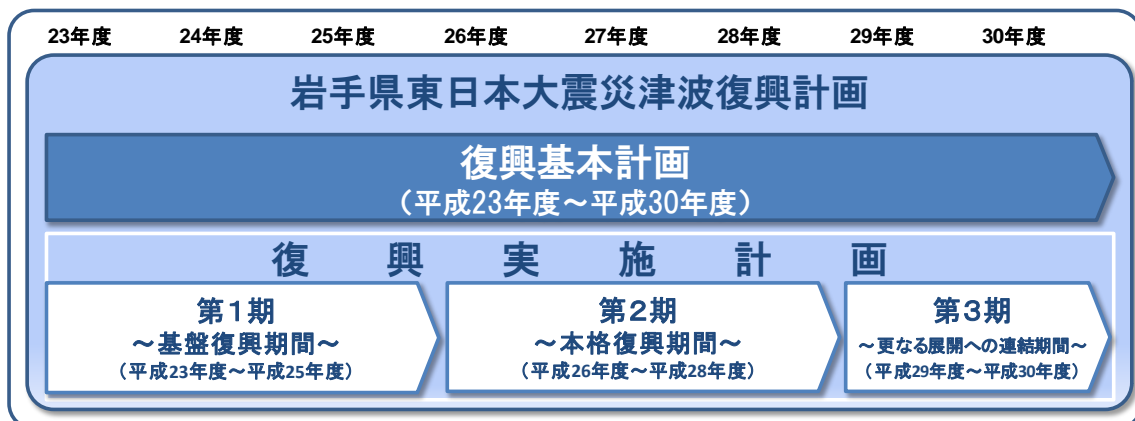
この計画は、本県における迅速な復興の推進を図るとともに、平成31年度に策定が予定される県の次期総合計画を見据え、平成23年度から平成30年度までの8年間で全体計画期間とする。

「復興実施計画」については、第1期（平成23年度から25年度までの3年間）、第2期（平成26年度から28年度までの3年間）、更なる展開に向けた連結期間となる第3期（平成29年度から30年度までの2年間）に区分し、取組を推進する。

このうち、第1期復興実施計画の期間を基盤復興期間と位置付け、特に集中的な復興の取組を行う。

なお、被災市町村が策定する復興計画等に基づく取組との整合性については十分配慮し、当該市町村との連携を図り、その復興が着実に達成されるように取組を進める。

《計画の構成及び期間》



※ 復興への歩みと計画期間との関係については、23ページを参照。

5 復興の主体

復興に当たっては、県民をはじめ、各分野や地域等の関係団体、企業、NPO、高等教育機関、行政など、地域社会のあらゆる構成主体が連携して「復興の主体」となり、その総力を結集し、地域社会に根ざした復興をなし遂げる。

また、全国、世界各地から寄せられている様々な支援や参画の広がりを契機とし、本県における復興への共感に基づく積極的な「つながり」を力に、開かれた復興を実現する。

6 対象地域

この計画は、特に甚大な被害を受けた沿岸市町村を主な対象としているが、今回の大震災津波によって、内陸地域においても直接的な被害や社会経済的な影響が広く及んでいること、また、復興の達成に向けては、沿岸地域と内陸地域が一体となった取組が必要であることから、内陸地域を含む県内全体を対象地域とする。

7 計画の見直し

この計画は、社会経済情勢の変化や復興の状況等を踏まえ、必要に応じて、所要の見直しを行うものとする。

今回の大震災津波の経験を踏まえ、再び津波により人が亡くなることのない、より安全で暮らしやすい地域を創り上げなければならない。

本章では、今回の大震災津波からの復興に当たっての目指す姿を掲げるとともに、復興に向けた3つの原則を示す。

1 復興の目指す姿

- 今回の大震災津波による犠牲と被害の大きさと「津波はいつかまた来る」ことを胸に刻み、「人命が失われるような津波災害は今回で終わりにする」との決意のもと、単なる現状復旧にとどまるのではなく、科学的、技術的な知見に立脚した津波対策の方向性やまちづくりのランドデザインを基にした安全で安心な防災都市・地域づくりによる復興を実現する。
- 犠牲者の故郷への思い、脈々と地域に継承されてきた歴史や文化を次代に継承し、復興を果たした「ふるさと」が、一人ひとりにとっていきいきと暮らすことのできる「ふるさと」であり続けることのできるような地域社会づくりを通じた復興を実現する。
- 「なりわい」と「暮らし」を早急に再生し、誰もが再び人間らしい日々の生活を取り戻すことができる被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興を実現する。
- 地域の主体的な考えを踏まえ、コミュニティの回復・再生を図りながら、三陸の海が持つ多様な資源や潜在的な可能性などの特性を生かした復興を実現する。
- 全国、世界から寄せられている支援や参画の広がりをつなげ、人と人、地域と地域といったつながりを更に広げ、多様な参画による開かれた復興を実現する。

こうした考え方を踏まえ、次のとおり目指す姿を掲げる。

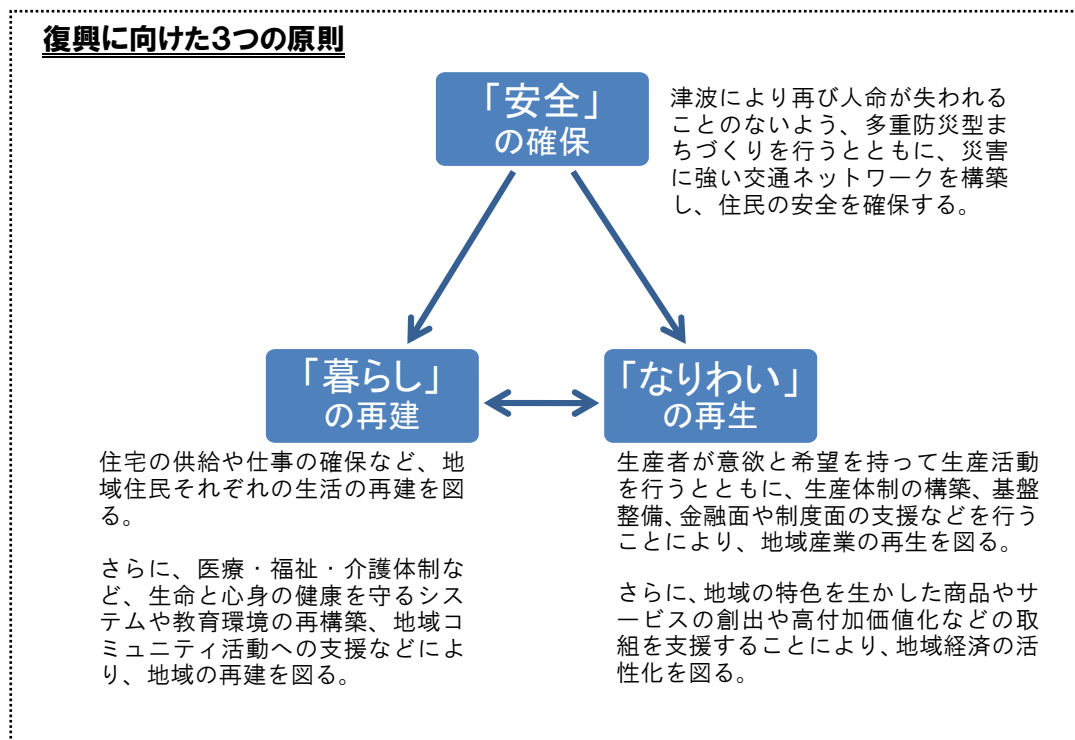
いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造

2 復興に向けた3つの原則

復興に向けた歩みを進めるに当たっては、まず、「安全」を確保しなければならない。その上で、被災者が希望を持って「ふるさと」に住み続けることができるよう、「暮らし」を再建し、「なりわい」を再生することによって、復興の道筋を明確に示すことが重要である。

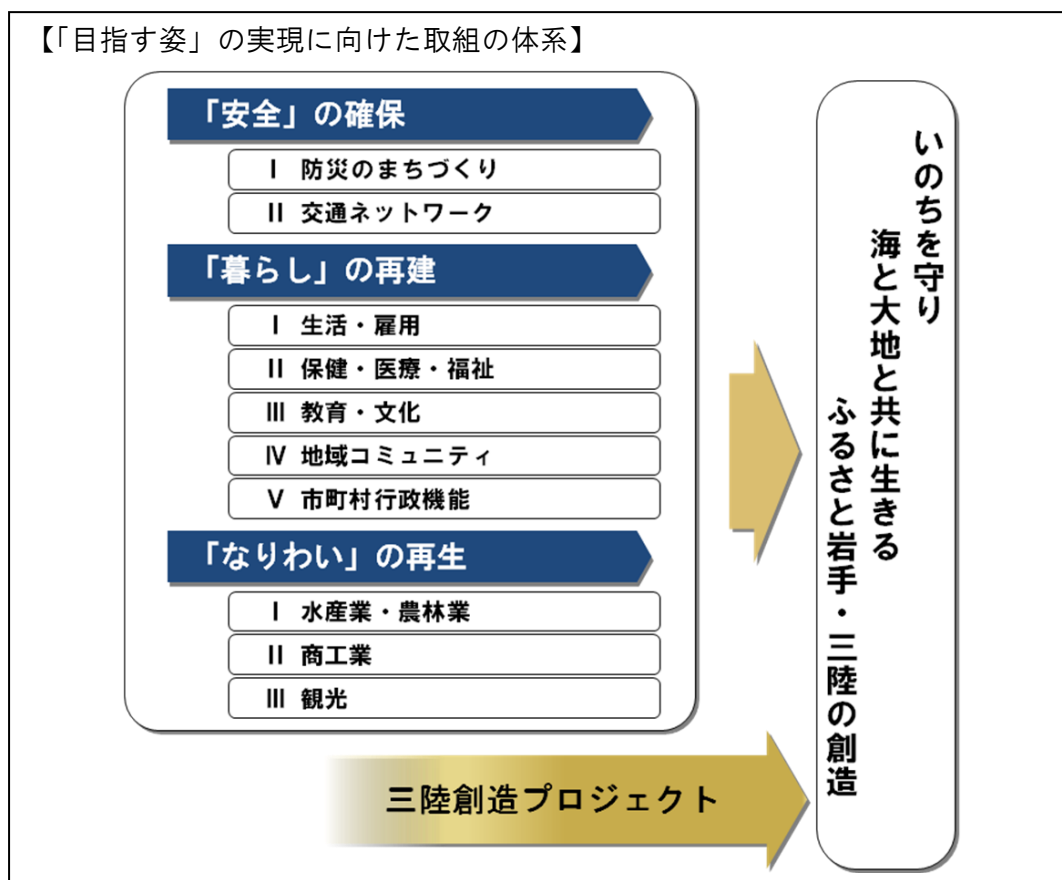
このことから、「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」を復興に向けた3つの原則として掲げ、この原則のもとで、地域のコミュニティや、人と人、地域と地域のつながりを重視しながら、ふるさと岩手・三陸の復興を実現するための取組を進める。

こうした考え方にに基づき、第3章では、「安全の確保」のための「復興に向けたまちづくりのランドデザイン」について明らかにし、続く第4章で、復興の目指す姿と3つの原則を踏まえた今後8年間の具体的な取組の考え方と内容を示す。



1 取組の体系

第2章に掲げた3つの原則のもとに、「防災のまちづくり」、「交通ネットワーク」、「生活・雇用」、「保健・医療・福祉」、「教育・文化」、「地域コミュニティ」、「市町村行政機能」、「水産業・農林業」、「商工業」、「観光」の10分野の取組を位置付け、計画期間における具体的な取組の内容とその考え方を本章で示す。

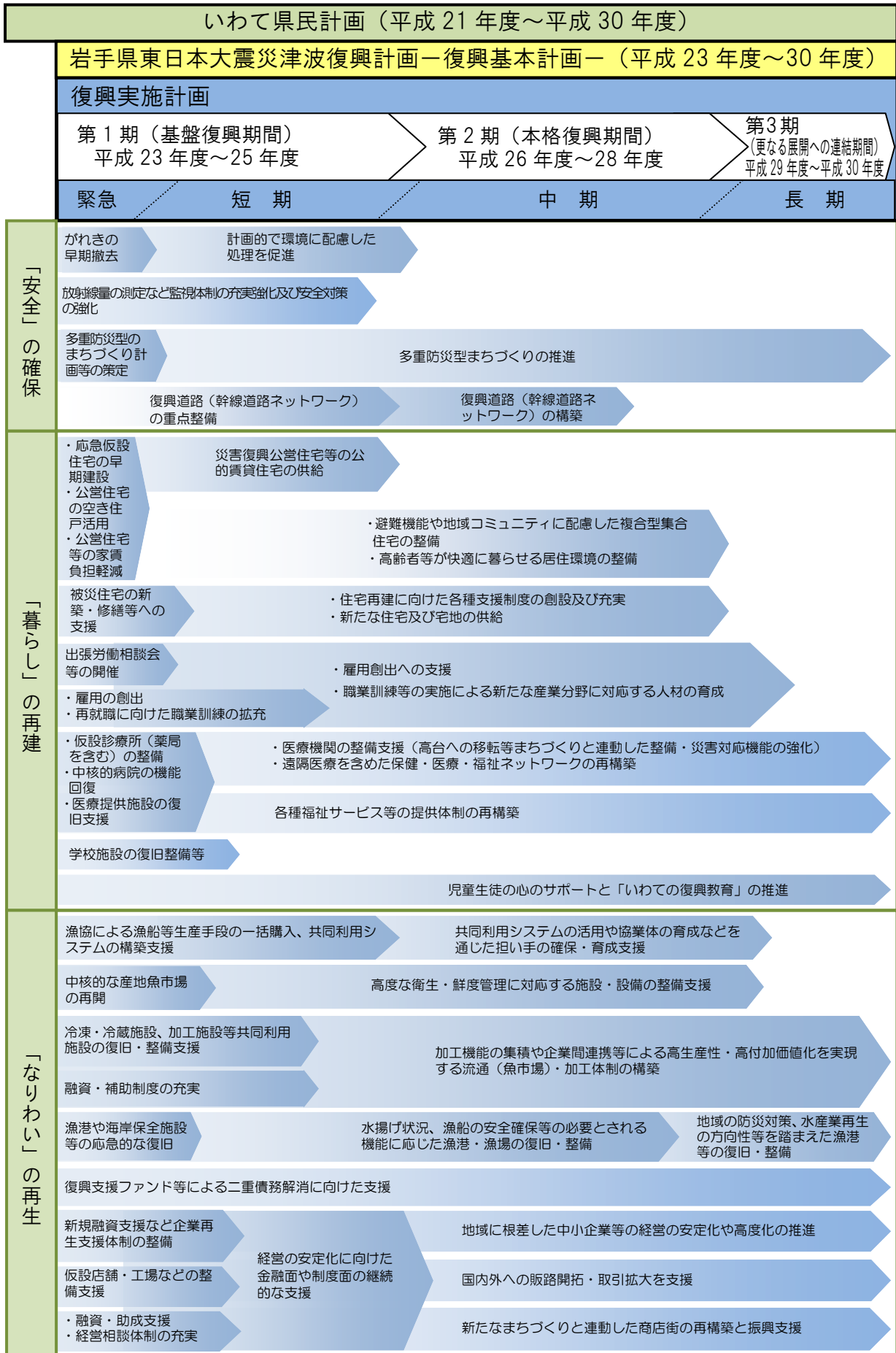


本章の2では、それぞれの分野の「主な取組内容」を記載する。「主な取組内容」では、その推進期間を「緊急的な取組」（概ね1年以内）、「短期的な取組」（概ね3年以内）、「中期的な取組」（概ね6年以内）として整理し、実施に当たっては、被災市町村の復興と歩調を合わせながら、スピード感を持って効果的・効率的に取組を進めるものとする。

また、これらに加え、中期を超える期間を要する内容を含む取組全体については、「取組項目一覧」として、本章の3にその全体を掲げる。

さらに、10分野の取組とともに、長期的な視点に立ち、分野横断的な取組を「三陸創造プロジェクト」として進めることとし、その内容については、第5章で示す。

【参考】復興への歩みと計画期間との関係



「なりわい」の再生

I 水産業・農林業

■ 基本的考え方

〈水産業〉

地域に根ざした水産業を再生するため、両輪である漁業と流通・加工業について、漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進める。

また、地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の復旧・整備を推進する。

〈農林業〉

沿岸の地域特性や地域づくりの方向性等を踏まえた生産性・収益性の高い農業を実現するため、園芸産地の形成や農地等の農業生産基盤、海岸保全施設等の復旧・整備を進める。

また、地域の木材加工体制の再生を図るため、被災した合板工場等の復旧・整備を支援するとともに、地域の防災対策を踏まえた防潮林等の復旧・整備を進める。

取組項目① 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築

概要

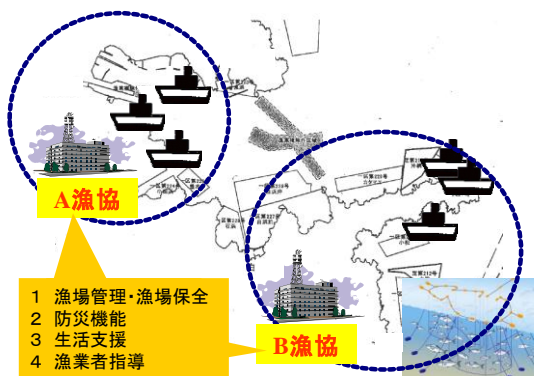
漁業協同組合による漁船・養殖施設等生産手段の一括購入・共同利用システムの構築や、つくり育てる漁業の基盤となるサケ・アワビ等の種苗生産施設の整備、共同利用システムの活用や協業体の育成などを通じた担い手の確保・育成を支援

◆ 漁業協同組合を核とした「共同利用システム」等の構築

● 岩手県の特徴（被害状況等）

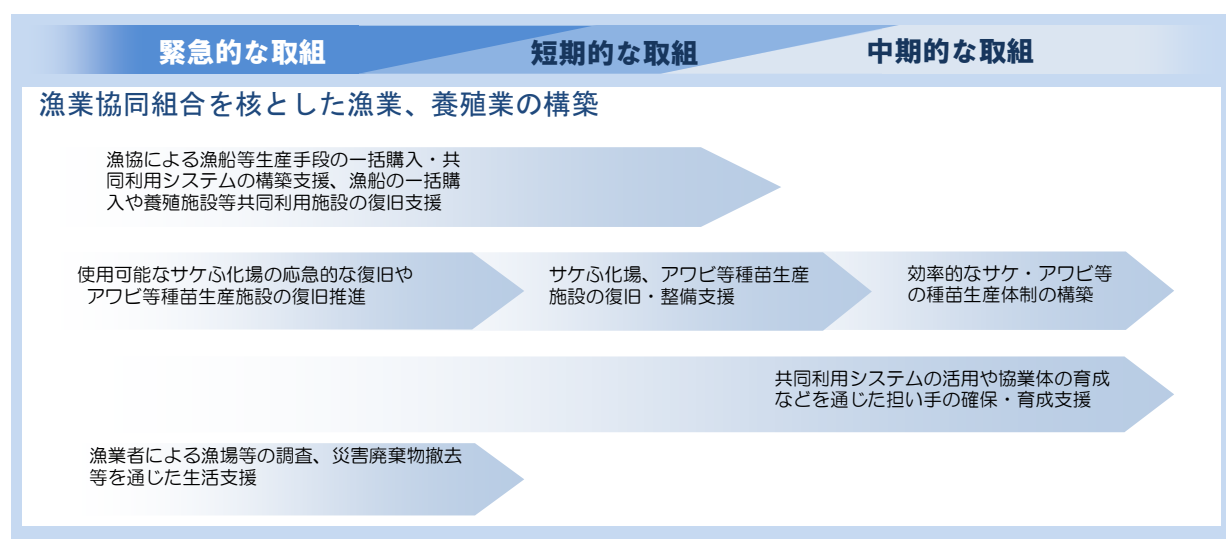
- 1 海面漁業・養殖業年間生産額に対する被害額が甚大
- 2 水産業の基盤となる設備・施設が壊滅的な状態
- 3 本県の漁業者は小規模経営体が多い
- 4 県下24漁協のうち、14漁協の事務所が流失・全壊

● 沿岸集落の地域コミュニティは水産業を通じて形成



- **緊急的な取組**
 - ・ 漁業協同組合による漁船・養殖施設等生産手段の一括購入・共同利用システムの構築を支援
 - ・ 秋サケ等定置網漁業やワカメ養殖等の再開に向けて、漁船の一括購入や養殖施設等共同利用施設の早期復旧を支援
 - ・ サケ・アワビ等の放流再開に向けて、今季使用可能なサケふ化場の応急的な復旧やアワビ等種苗生産施設の復旧を推進
 - ・ 漁業者による漁港・漁場の調査、災害廃棄物（がれき）の撤去等を通じた生活支援
- **短期的な取組**
 - ・ 漁業協同組合による漁船、共同利用施設の復旧・整備を支援
 - ・ サケふ化場、アワビ等種苗生産施設の復旧・整備を支援
 - ・ 共同利用システムの活用や協業体の育成などを通じた担い手の確保・育成を支援
- **中期的な取組**
 - ・ 漁業協同組合等が連携した効率的なサケ・アワビ等の種苗生産体制の構築

復興への歩み

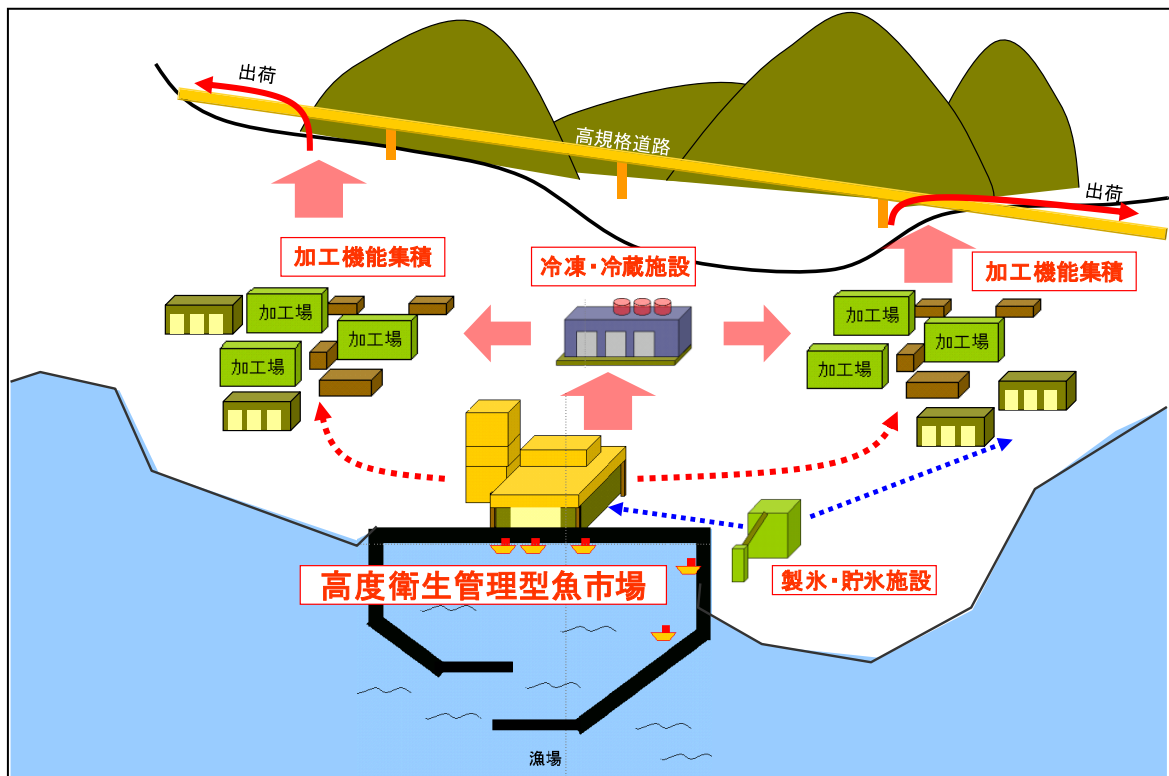


取組項目② 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

概 要

中核的な産地魚市場の再開と安定的な運営に必要な施設・設備・機器の復旧・整備や、加工機能の集積や企業間連携等による高生産性・高付加価値化を促進

◆ 産地魚市場を核とした流通・加工体制イメージ



➤ 緊急的な取組

- ・ 中核的な産地魚市場の再開と安定的な運営に必要な施設の応急的な復旧と設備・機器の整備を支援
- ・ 秋サケ漁の水揚げに向けて、荷捌き施設の応急的な復旧を支援
- ・ 事業再開に向けて、冷凍・冷蔵施設、加工施設等共同利用施設の復旧・整備を支援
- ・ 復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援と融資・補助制度の充実により企業再生を支援
- ・ 放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組の推進

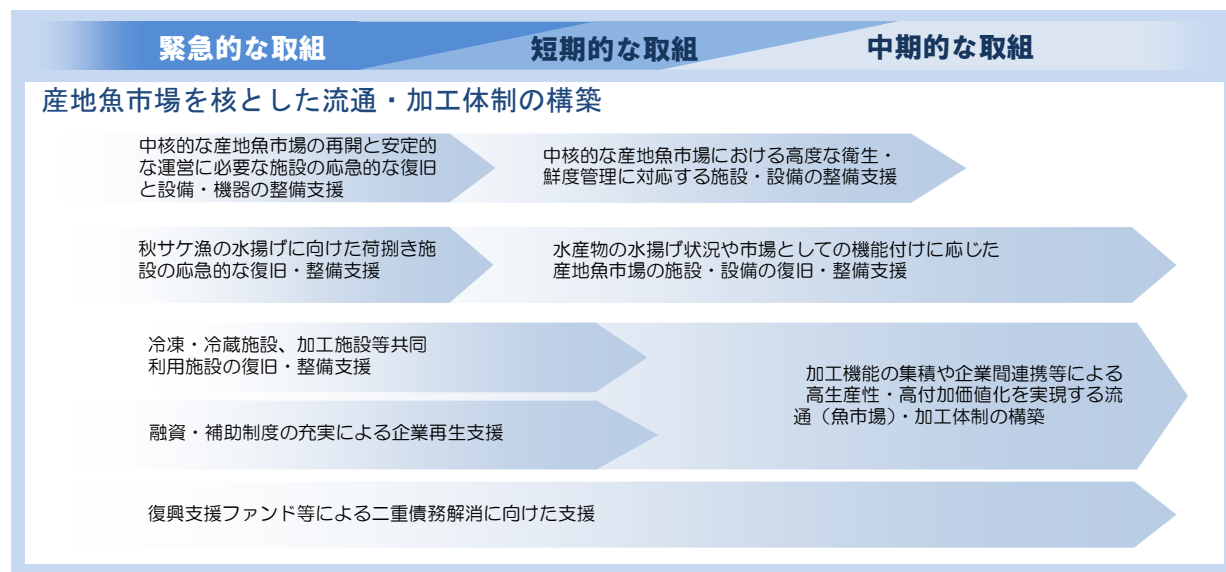
➤ 短期的な取組

- ・ 水産物の水揚げ状況や市場としての機能付けに応じた産地魚市場の施設・設備の復旧・整備を支援
- ・ 中核的な産地魚市場における高度な衛生・鮮度管理に対応できる施設・設備の復旧・整備を支援

➤ 中期的な取組

- ・ 加工機能の集積や企業間連携等による高生産性・高付加価値化を実現する流通（魚市場）・加工体制の構築

復興への歩み

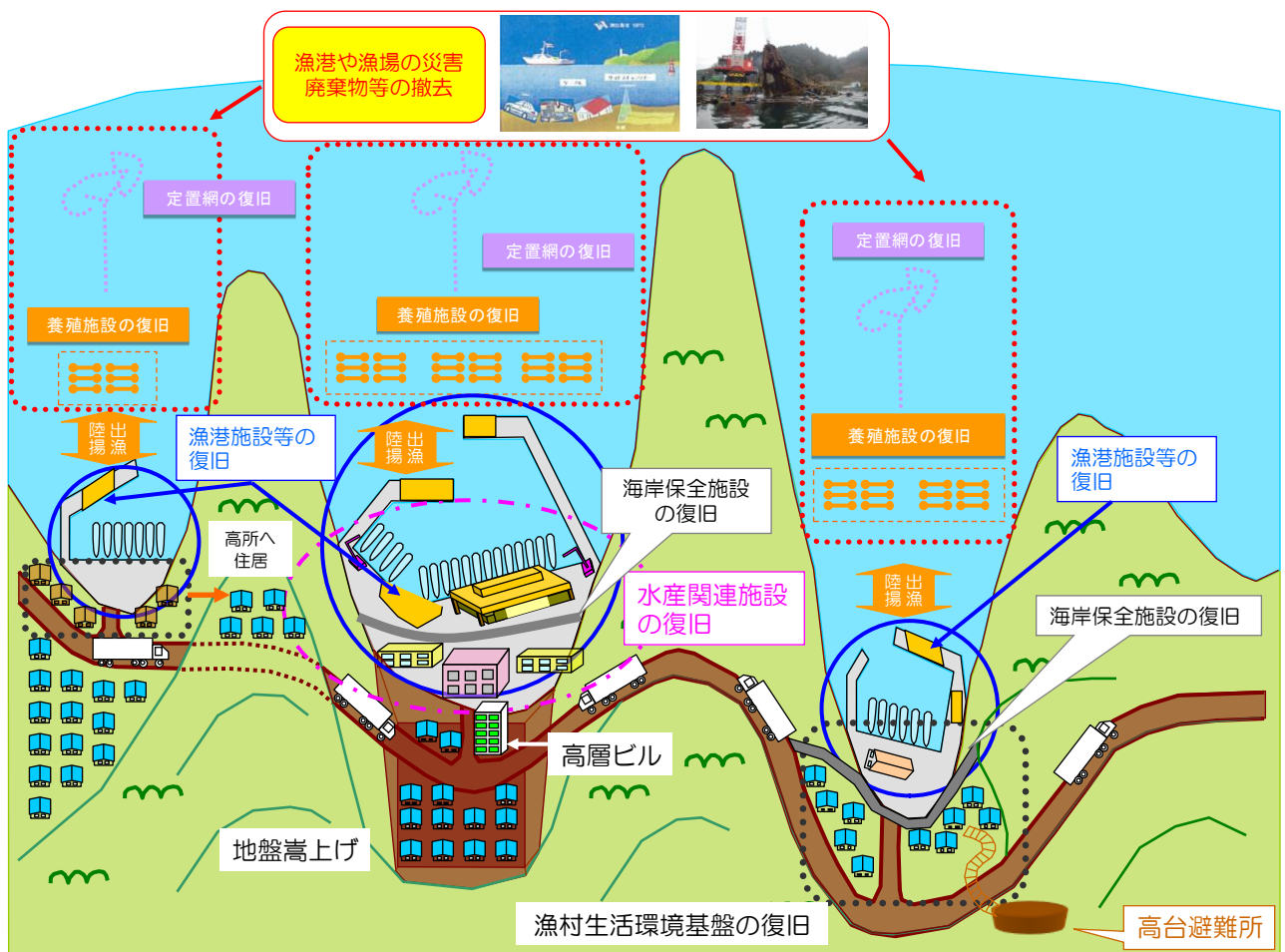


取組項目③ 漁港等の整備

概要

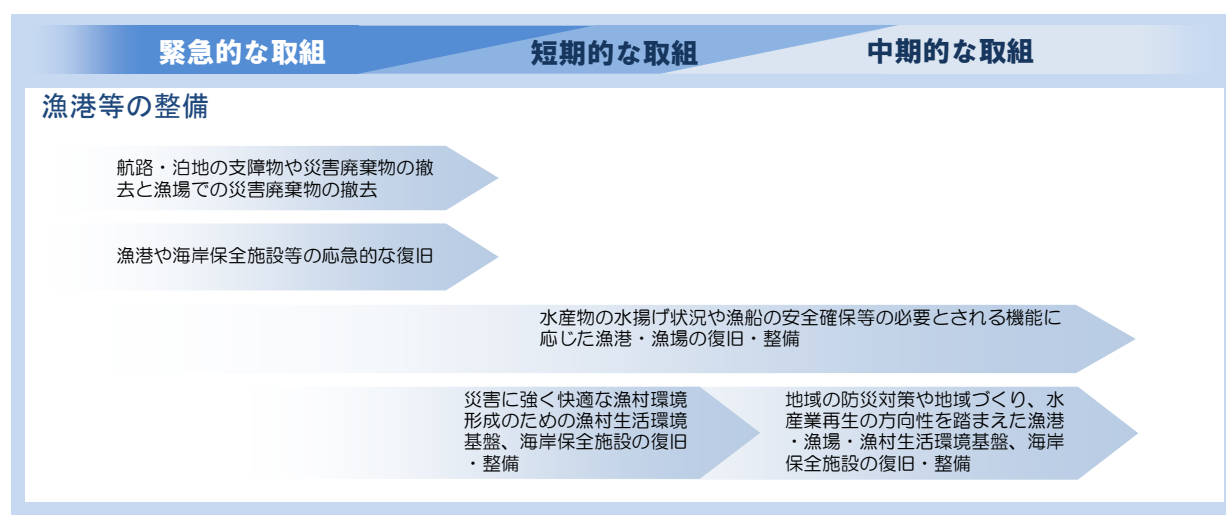
漁港・漁場の支障物・災害廃棄物（がれき）の早期撤去、当面の安全性や機能の確保のための漁港、海岸保全施設等の応急的な復旧を進めるとともに、地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の復旧・整備を推進

◆ 漁港・漁場・漁村生活環境基盤等の整備イメージ



- **緊急的な取組**
 - ・ 漁港での漁船の係留・停泊機能回復のための航路・泊地の支障物や災害廃棄物（がれき）を撤去
 - ・ 生産再開に向けた漁場での災害廃棄物（がれき）を撤去
 - ・ 当面の安全性や機能の確保のための漁港や海岸保全施設等の応急的な復旧
- **短期的な取組**
 - ・ 水産物の水揚げ状況や漁船の安全確保等の必要とされる機能に応じた漁港・漁場の復旧・整備
 - ・ 災害に強く快適な漁村環境形成のための漁村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備
- **中期的な取組**
 - ・ 地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備

復興への歩み



漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築

《緊急的な取組》

- ◆ 漁業協同組合による漁船・養殖施設等生産手段の一括購入・共同利用システムの構築を支援
- ◆ 秋サケ等定置網漁業やワカメ養殖等の再開に向けて、漁船の一括購入や養殖施設等共同利用施設の早期復旧を支援
- ◆ サケ・アワビ等の放流再開に向けて、今季使用可能なサケふ化場の応急的な復旧やアワビ等種苗生産施設の復旧を推進
- ◆ 漁業者による漁港・漁場の調査、災害廃棄物（がれき）の撤去等を通じた生活支援
- ◆ 生産者等の二重債務の解消に向けた関係機関等と連携した支援

《短期的な取組》

- ◆ 漁業協同組合による漁船、共同利用施設の復旧・整備を支援
- ◆ サケふ化場、アワビ等種苗生産施設の復旧・整備を支援
- ◆ 共同利用システムの活用や協業体の育成などを通じた担い手の確保・育成を支援

《中・長期的な取組》

- ◆ 漁業協同組合等が連携した効率的なサケ・アワビ等の種苗生産体制の構築

産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

《緊急的な取組》

- ◆ 中核的な産地魚市場の再開と安定的な運営に必要な施設の応急的な復旧と設備・機器の整備を支援
- ◆ 秋サケ漁の水揚げに向けて、荷捌き施設の応急的な復旧を支援
- ◆ 事業再開に向けて、冷凍・冷蔵施設、加工施設等共同利用施設の復旧・整備を支援
- ◆ 国等で行う施設・設備整備補助や仮設工場貸付事業などへのコーディネート
- ◆ 復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援と融資・補助制度の充実により企業再生を支援
- ◆ 放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組の推進
- ◆ 各種助成制度・融資制度を円滑に活用するため、商工支援団体等と連携した事業協同組合等の協業化支援や地域の中核企業を中心とした企業間連携の促進

《短期的な取組》

- ◆ 水産物の水揚げ状況や市場としての機能付けに応じた産地魚市場の施設・設備の復旧・整備を支援
- ◆ 中核的な産地魚市場における高度な衛生・鮮度管理に対応できる施設・設備の復旧・整備を支援

《中・長期的な取組》

- ◆ 加工機能の集積や企業間連携等による高生産性・高付加価値化を実現する流通（魚市場）・加工体制の構築
- ◆ 希望ファンド・農商工連携ファンド等の活用による付加価値の高い商品開発の支援
- ◆ 三陸ブランドの復活をアピールする国内外への販路拡大支援

漁港等の整備

《緊急的な取組》

- ◆ 漁港での漁船の係留・停泊機能回復のための航路・泊地の支障物や災害廃棄物（がれき）を撤去
- ◆ 生産再開に向けた漁場での災害廃棄物（がれき）を撤去
- ◆ 当面の安全性や機能の確保のための漁港や海岸保全施設等の応急的な復旧

《短期的な取組》

- ◆ 水産物の水揚げ状況や漁船の安全確保等の必要とされる機能に応じた漁港・漁場の復旧・整備
- ◆ 災害に強く快適な漁村環境形成のための漁村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備

《中・長期的な取組》

- ◆ 地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備

地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現

《緊急的な取組》

- ◆ 農地等の災害廃棄物（がれき）の早期撤去や除塩対策の実施
- ◆ 早期の営農再開に向けて、農地・農道・水利施設等の農業生産基盤の応急的な復旧
- ◆ カントリーエレベーターや農業倉庫等共同利用施設の復旧を支援
- ◆ 当面の安全性や機能の確保のための海岸保全施設等の応急的な復旧
- ◆ 当面の所得確保に向けた農産加工等の再開や秋冬期野菜（キャベツ等）の導入促進
- ◆ 放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組の推進（再掲）
- ◆ 生産者等の二重債務の解消に向けた関係機関等と連携した支援（再掲）

《短期的な取組》

- ◆ 農産物の生産拡大に向けた生産体制の構築や安定的な販路の確保を支援
- ◆ 農産加工や郷土料理の提供など、経営の多角化に取り組む経営体の育成
- ◆ 農地・農道・水利施設等の農業生産基盤の復旧・整備
- ◆ 災害に強く快適な農村環境形成のための農村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備
- ◆ 農業生産基盤整備を通じた農地の利用集積の促進や収益性の高い園芸品目の導入の拡大などによる担い手の確保・育成を支援

《中・長期的な取組》

- ◆ 沿岸地域の夏季冷涼・冬季温暖な気象特性を生かした園芸産地の形成や、畜産業・食産業等の地域産業と連携した農業の展開
- ◆ 災害復旧と一体となって進める圃場の整備など、地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた農業生産基盤や農村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備
- ◆ 市町村、団体との連携による新規就農者や地元企業等の新たな担い手の確保・育成

1 「三陸創造プロジェクト」の考え方

本章では、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた三陸地域の復旧、復興はもとより、長期的な視点に立ち、世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指す観点から、これを体現するリーディング・プロジェクトとして「三陸創造プロジェクト」を掲げ、推進しようとするものである。

三陸創造プロジェクトの特徴

横断性

「第4章 復興に向けた原則と具体的取組」に掲げる10分野の取組とともに、目指す姿の実現に向け、これらの分野を越えて横断的に取り組むもの。

創造性

地域における新しい価値の創造を目指しながら、県民に夢と希望をもたらす取組として実現を目指すもの。

独自性

三陸地域の産業や暮らし、歴史・文化、地理的条件などを踏まえ、三陸らしい地域資源や特性などを最大限に生かしていくもの。

長期性

計画期間内での一定の成果を目指しつつも、より長期的な展望を踏まえ、計画期間を越えて取り組んでいく必要のあるもの。永続的に取り組むべきもの。

多様な主体との連携

復興に向けて、県民はもとより、関係団体、企業、NPOや大学等の高等教育機関など、多様な主体と共に連携していくという計画推進の考え方にに基づき、幅広く意見や提言を伺いながら、具体化を進めていくもの。

2 「三陸創造プロジェクト」の内容

本項では、新しい三陸地域の創造を象徴する5つのプロジェクトを掲げる。

なお、本プロジェクトは、「開かれた復興」として、県民や様々な団体等の意見や提言を幅広く伺いながら、地域の新しい価値の創造を目指して進めて行くものであり、プロジェクトの考え方に合った取組がさらに広がり、磨きあげられていくことを想定していることから、プロジェクトが追加されたり、取組項目の変更や追加が行われることもある。

一方、新しい三陸の創造が早期に実現されるよう、早期着手を視野に磨き上げを行う。

目 的

復興特区制度を活用した総合的施策の推進による内陸地域と沿岸地域が一体となったオール岩手でのものづくり産業の振興をはじめ、安全で快適な農山漁村の中で高い生産性と収益性を実現する農林水産業の振興、三陸地域を中心とした本県の地域資源を生かした研究開発の促進による新産業の創出やそれらを支える社会インフラの整備などにより、1次産業から3次産業まで広く三陸地域全体の産業の振興を図る。

展開の方向

- 「ものづくり特区」など総合的な支援策の実施やものづくり人材の育成を通じた、県内一体となったものづくり産業の振興
- 三陸地域を中心とした本県の地域資源を生かした、コバルト合金や多様な農林水産資源を活用したナノカーボン等の新素材関連研究拠点の形成と新産業の創出
- 三陸の「海」の資源を活用した新産業創出等に向けた産学官連携による海洋・水産分野のインキュベーション（起業・育成支援）施設の整備や、海洋環境・生態系、海洋バイオ、海洋再生可能エネルギー等に関する調査研究の推進などを通じた海洋研究拠点の形成（再掲）
- 新たなまちづくり（土地利用等）と連動した、高度な衛生・鮮度管理に対応できる産地魚市場や高い生産性・収益性を実現する加工施設群の集積など、多様で高い付加価値を有する製品が産み出される水産加工拠点の形成
- 農業生産と生活の場が調和した安全で快適な農村空間において、大規模な施設園芸団地を核とした新たな産地の形成や、畜産業・食産業などの地域産業と連携した6次産業化の展開など、地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現
- 県内の工務店等による県産木材を活用した復興住宅や公共施設の建設など、地域の森林・林業・木材産業の振興と地域経済の活性化
- 災害に強い確実な物流インフラや住民が孤立しない通信インフラの構築など三陸地域の産業を支える基盤整備

イメージ図



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画

岩手県復興局

平成 23 年 8 月 発行

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1
TEL 019-629-6945 FAX 019-629-6944
E-mail : AJ0002@pref.iwate.jp
http://www.pref.iwate.jp/~hp0212/fukkou_net/